

一般社団法人広島県障害者スポーツ協会国際大会等出場選手交付金交付要綱

平成28年10月19日制定

平成30年 4月 2日改定

令和 3年10月27日改定

(目的)

第1条 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）は、広島県内の障害者スポーツの普及や競技力向上等による障害者スポーツの振興を図るため、障害者スポーツの国際大会に出場した選手に対して、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付金の交付について必要な事項を定める。

(財源)

第2条 交付金の財源は、会費とする。

(交付対象)

第3条 日本国外で開催された障害者スポーツの国際大会に出場し、障害者スポーツの振興や競技力向上を図る協会の個人特別会員とする。

(交付額)

第4条 協会の予算の定めるところにより、一人につき、5万円以内とする。なお、一人につき申請は1回とする。

(交付申請)

第5条 前条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、別紙交付申請書により、国際大会の主催者が作成したプログラム等の出場を証する関係資料を添付して、協会会長に申請を行うものとする。

(交付金の交付)

第6条 協会会長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、交付金の交付が適当であると認めるときは、申請者が指定する金融機関の口座に交付金を振り込むものとする。

(関係資料の保存期間)

第7条 交付申請に係る関係資料の保存期間は、当該交付金を交付した日から起算して5年を超過した日の属する協会の会計年度の末日までとする。

(雑則)

第8条 本交付金の交付について必要な事項は、協会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。